徳島県告示第三百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和五年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十一日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　一般国道

路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
一九五号	那賀郡那賀町木頭折宇字栩谷向二番地先から同　木頭西宇字上ミ屋地二六番七地先まで	旧	三・六～四二・五	一、八二五・八
	同	新	三・六～四二・五	一、八二五・八
	同		九・五～六九・五	九二〇・八